

オフサイト検査モニターの集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用の確保及び検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から検査モニターを実施し、その後の検査業務の参考としております。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺うオンサイト検査モニターと、検査終了後アンケートに回答をいただくオフサイト検査モニターの2方式があります。
今般、平成 19 検査事務年度に実施した検査に関するオフサイト検査モニターのアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当でない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
 - <アンケート式①> 検査執行状況等に関する事項
 - <アンケート式②> 検査結果通知に関する事項
- ◇ 対象先、回収率
 - <アンケート式①>
 - 対象先:230 先(19年7月以降 20年5月末日までの間に立入検査を終了した先)
 - 回収率:167 先(73%)
 - <アンケート式②>
 - 対象先:177 先(19年7月以降 20年5月末日までの間に検査結果を通知した先)
 - 回収率:122 先(69%)

アンケート結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、全体として「1」、「2」とする回答が、それぞれ 62%、34%寄せられています。

昨年の公表時と比較して、「1」と「2」を合わせた回答率は、大きな変化はないものの若干ながら上昇しております。(一昨年 93.4%、昨年 94.3%、今回 95.2%)

アンケート項目ごとの状況

アンケート結果を項目別にみると、全25項目のうち21項目で、「1」と「2」を合わせた回答率が90%を超えています。また「検証にあたっての双方向の議論」や「検査マニュアルの機械的・画一的な運用」などの項目については、昨年と比較し、「3」と「4」を合わせた回答率が減少しています(注)。

(注)「3」と「4」を合わせた回答率

「検証にあたっての双方向の議論」	昨年 3.1%、今回 1.2%
「検査マニュアルの機械的・画一的な運用」	昨年 4.4%、今回 2.4%

これらは、研修等の機会を通じて検査官に徹底を図ったこと、主任検査官に各検査官の指導を徹底し、きめ細かい管理を行うように指導したことなどが反映されたものであると思われます。

一方で、「3」と「4」を合わせた回答率が3%を超えている項目も認められます。これらのうち、主なものについて、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての考え方や対応をご紹介します。

◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 13.8%

金融機関から、検査の時期が決算期などの繁忙期と重なり負担感が大きく、金融機関の規模等によっては、業務執行へ影響するなどの意見がありました。

これらの意見に対しては、今後とも、経営に重要な影響を与える問題点に焦点をあてたメリハリのついた検証を行うなど、金融機関の負担軽減に配慮していきたいと考えております。一方で、検査の必要性や、現状の人員体制などの問題もあって、当方の対応にも限界があることもご理解頂きたいと思っております。

◇ 「執務時間の考慮」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 6.0%

金融機関から、検査官の退出時刻が22時を超える日があったなどの意見がありました。

これらの意見に対しては、金融機関の負担への配慮という視点に立ち、主任検査官による執務時間の管理を厳格に行うよう引き続き徹底するほか、今後とも研修等の機会を通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

◇ 「提出期限の設定に当たっての配慮」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 4.2%

金融機関から、提出期限が短く事務負担を感じたなどの意見がありました。

これらの意見に対しては、金融機関の規模等を勘案するなど、主任検査官による管理を十分に行うよう徹底するほか、今後とも研修等の機会も通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

◇ 「検査官の態度」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 4.8%

金融機関から、一部検査官の言動に苦言が寄せられました。

この点につきましても、主任検査官の指導や研修等の機会を通じ検査官に対して穏健冷静な検査態度の徹底に努めて参ります。

- ◇ 「検査を実施する上での知識」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 3.6%
金融機関から、経験の少ない検査官の検査手法等に苦言が寄せられました。
この点につきましては、今年度より専門研修等を充実するなど、引き続き検査官の資質の向上に努めて参ります。

自由記載欄(金融検査評定制度について)

「金融検査評定制度」に関しては、「自主的・継続的な経営改善を行うインセンティブが高まった」という意見がある一方で、「具体的な評定事例を示してほしい」、「事例を踏まえた判断基準を明示してほしい」などの意見も寄せられました。

これらの意見に応えるため、本年7月に公表した「金融検査指摘事例集」において、評定結果についてレベル感を比較できるように B 評定を3類型に分けて紹介しました。今後とも、要望に応えるため指摘事例集の一層の充実を図ってまいります。

アンケート式②結果(検査結果通知書について)

全体として、「1」と「2」を合わせた回答は 99%となっており、「1」とする回答は 78%を占めております。

「検査モニター」について

- ◇ オンサイト検査モニターについては、平成19検査事務年度より原則全件実施しました。今後とも金融機関との率直な意思疎通を図るため対話を充実していきたいと考えております。

また、検査モニター等において寄せられた種々のご意見を踏まえ、これまで以上に適切な検査の実施に努めて参ります。各金融機関におかれましては、検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)

お問い合わせ先
金融庁検査局総務課監理係
Tel:03-3506-6000(内線 2507、2508)